

IV 監査報告書

公益社団法人静岡県私学協会
理事長 仲 田 晃 弘 殿

令和6年5月16日

公益社団法人静岡県私学協会

監事 秋鹿 研一

公益社団法人静岡県私学協会

監事 林 啓子

公益社団法人静岡県私学協会

監事 幸原 啓基

私たち監事は、法令並びに定款に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」を整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

会計監査人である静岡監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上